

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 6月24日に不適合管理会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし
 区分 II: 該当なし
 区分 III: 該当なし
 その他: 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	燃料取替機走行用ブリッジにおいて、移動途中に走行不能(ブリッジ転倒防止装置とレールが接触(南側2箇所))が認められたため、処置検討。	G III	
2	1号機	換気空調系主冷凍機(D)において、潤滑油温度が警報発生設定値以下であるにもかかわらず、「潤滑油異常」警報の発生が認められたため、当該原因調査。	G III	
3	2号機	非常用ディーゼル発電設備(B)において、フィルタ差圧が警報発生設定値以下であるにもかかわらず、「潤滑油フィルタ差圧高」警報の発生が認められたため、当該原因調査。	G III	
4	2号機	換気空調系非常用ディーゼル発電設備(B)給気ファン(A)出口逆流防止ダンパーにおいて、動作不良(動作が緩慢)が認められたため、当該ダンパーを点検・修理。	G III	
5	4号機	復水貯蔵タンク基礎ボルト周リリブ溶接部浸透深傷検査において、溶接部に傷のようなもの(24箇所)が認められたため、当該箇所を補修。	G III	
6	3・4号廃棄物処理設備	廃棄物処理補機冷却海水系ポンプ(A)出口逆止弁において、動作不良(当該ポンプ停止時に海水逆流によりポンプが逆回転する)が認められたため、当該弁を交換。なお、出口弁を全閉にし、ポンプの逆回転は停止。	G III	
7	その他	当社柏崎刈羽原子力発電所にて確認された不適合「中央制御室床下等におけるケーブルの不適切な敷設について」に対する水平展開(調査)において、同様の不備が認められたため、対策実施。	G I	H28.7.1再審議にて グレード変更 G II → G I
8	その他	緊急安全対策資機材である予備蓄電池において、電圧管理値の逸脱(1台)が認められたため、当該蓄電池を点検。なお、必要台数(1プラントあたり20台×4プラント=80台)及び予備(16台)について健全性確認を実施済み。	対象外	